

地域猫活動について

更新日：2023年05月30日

※茨城県の地域猫活動推進事業の上半期予算分の受付が終了しました。（令和5年5月26日追記）

茨城県による地域猫活動推進事業の受付が、上半期分予算を超過したため一時終了しました。

これを受けて、令和5年5月22日～令和5年9月30日までに受け付けた地域猫活動の申請は、どうぶつ基金による手術補助チケットの行政枠申請にて対応させていただきます。

県の手術補助金とどうぶつ基金の手術補助金で申請様式が変わりますので、活動を申請される方については三和庁舎環境課窓口までご相談ください。

野良猫を原因とする地域の生活環境被害の解決や、地域の野良猫をこれ以上増やさず、猫の数を減らすことを目指す取組として、地域住民が主体となり行う「地域猫活動」があります。

古河市では、住民と行政が協働して取り組む「地域猫活動」について、地域猫活動地区の相談を受け付けています。

「地域猫活動」は、**地域の皆様の理解と協力**によって進みます。
まずは地域で話し合いをお願いいたします。

地域猫活動とは

地域住民が中心となって

1. 地域住民と飼い主のいない猫との共生を目指すものであること
2. 望まない命を増やさないために、不妊去勢手術を行うこと
3. エサの管理、トイレの設置を行うことでゴミ荒らしや糞尿被害を減らし、環境美化を目指すものであること
4. 地域の飼い主が猫を適切に飼育していくことが前提となること

一代限りの生を全うさせ、**将来的に飼い主のいない猫をなくしていく**ことを目的とした取組です。

[事業の概要（パンフレット）](#)（PDFファイル:977.5KB）

地域猫活動グループ

地域住民、ボランティア及び動物愛護推進員等で構成される地域猫活動に取り組むグループのことです。
なお、当該事業における地域猫活動グループは、**2世帯以上の地域住民が入っていること**を条件とします。

※その他の条件については、[茨城県地域猫活動推進事業実施要領](#)(PDFファイル:325.2KB)で定める条件を満たす範囲で、各市町村が定めることができます。

県による支援

県は、地域猫活動を導入し、その体制を整備しようとする地域猫活動グループに対し、次に掲げる支援を行います。

(1) 技術的支援

1. 猫の捕獲器の貸与(各市町村から県へ依頼)
2. 県生活衛生課または動物指導センター職員による助言等

(2) 猫の不妊去勢手術に関する支援

1. 事業を実施する市町村またはその近隣市町村に所在する動物病院との本事業の実施に係る調整
2. 手術券による、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用の一部負担

事業の実施方法

(1) 市町村の役割

1.地域住民からの相談に基づき、活動対象地域を選定する等

(2) 地域猫活動グループによる活動の実施

1. 地域猫活動では、**住民の理解を得ることが重要**であり、市町村、地域住民、区長及び給餌活動を行う者等関係者で十分に話し合う
2. **活動地域内住民への周知**、給餌活動等の役割分担、協力動物病院との事前交渉を行う
3. 協力動物病院における不妊去勢手術の依頼や猫の世話等の地域猫活動を実施する等

地域猫活動の詳細について

申請及びその他、詳細につきましては、上記事業実施要領及び茨城县のサイトをご覧ください。

活動概要等のダウンロード

[事業の概要（パンフレット）（PDFファイル: 977.5KB）](#)

[茨城県地域猫活動推進事業実施要領（PDFファイル: 325.2KB）](#)

さくらねこ無料不妊手術チケットについて

令和5年度より、飼い主のいない猫の抑制および公衆衛生の向上を目的として、どうぶつ基金による無料不妊手術チケットの行政枠の申請を開始しました。チケットは上記の茨城県による地域猫活動推進事業の予算が終了した場合や、多頭飼育崩壊現場での手術に活用されます。

下記の要綱に準じて申請を受け付けております。茨城县の地域猫活動の申請とは必要な書類が異なりますので、まずは環境課窓口までご相談下さい。

[古河市さくらねこ無料不妊手術事業利用要綱（Wordファイル: 42.4KB）](#)

さくらねことは

公益財団法人どうぶつ基金が不妊手術・ワクチン・ノミ駆除薬の費用を全額負担する「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加し、地域猫活動を行うボランティア団体等と連携してTNR事業を行います。「さくらねこ無料不妊手術事業」とは、飼い主のいない猫に対し「さくらねこTNR（Trap/捕獲し、Neuter/不妊去勢手術を行い、Return/元の場所に戻す、その印として耳先をさくらの花びらのようにV字カットする）」を実施することで、繁殖を防止し、「地域の猫」「さくらねこ」として一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関わる苦情や、殺処分の減少に寄与する活動です。

この記事に関するお問い合わせ先

古河市 環境課
所在地：〒306-0198 茨城県古河市仁連2065番地
電話番号：0280-76-1511（代表）
ファクス：0280-76-1663
環境課へのお問い合わせ



PDFファイルを閲覧するには「Adobe Reader（Acrobat Reader）」が必要です。お持ちでない方は、左記の「Adobe Reader（Acrobat Reader）」ダウンロードボタンをクリックして、ソフトウェアをダウンロードし、インストールしてください。

古河市役所 総和庁舎

〒306-0291 茨城県古河市下大野2248番地
電話番号：0280-92-3111(代表)

アクセス

古河市役所 古河庁舎

〒306-8601 茨城県古河市長谷町38番18号
電話番号：0280-22-5111(代表)

アクセス

古河市役所 三和庁舎

〒306-0198 茨城県古河市仁連2065番地
電話番号：0280-76-1511(代表)

アクセス

開庁時間(庁舎共通)：午前8時30分～午後5時15分

開庁日(庁舎共通)：月曜日から金曜日[祝日・休日および年末年始（12月29日から1月3日）を除く]

[個人情報の取り扱いについて](#) | [著作権・リンクについて](#) | [アクセシビリティへの取り組み](#) | [ご利用にあたって](#)

© Koga City